

■映演労連フリーユニオンニュース (2025.3.28)

発行/映演労連フリーユニオン事務局 〒113-0033 東京都文京区本郷 2-12-9-301 号
電話 03-5689-3970 FAX03-5689-9585 HP <http://www.ei-en.net/freeuni/>

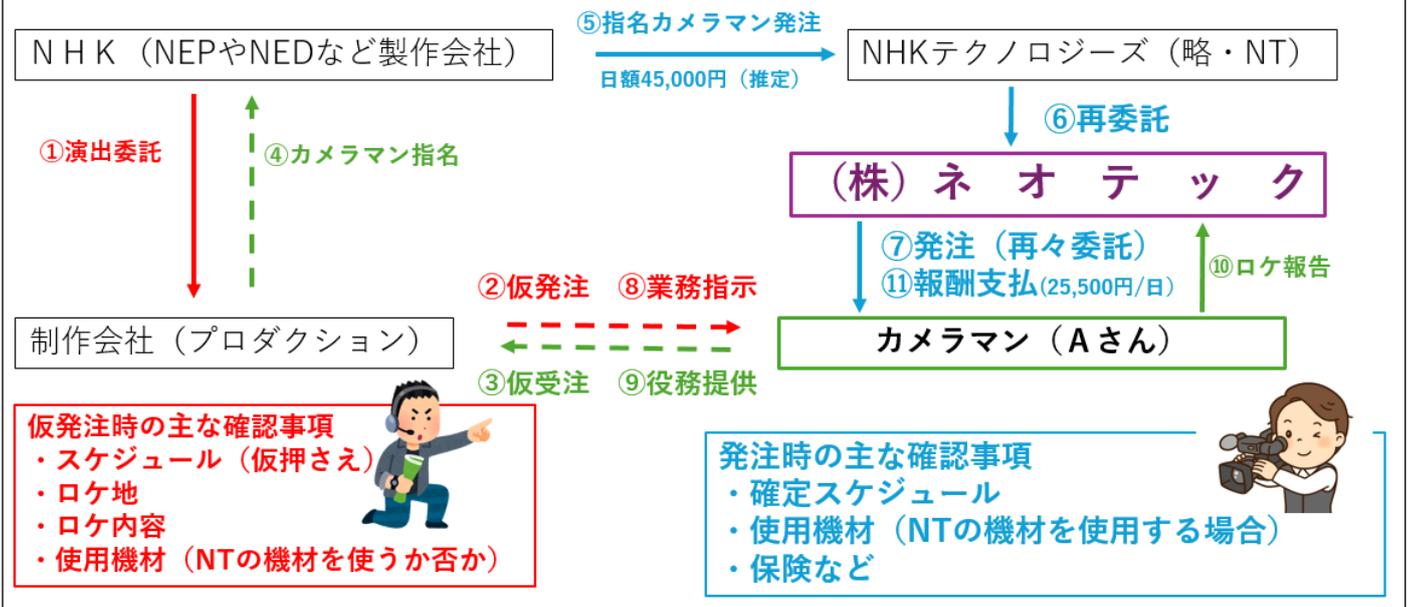
ネオテック争議～NHK 番組制作会社がユニオン役員を契約解除

速 報

ネオテック争議・労働委員会“あっせん”へ

映演労連フリーユニオンの役員を狙い撃ちしたと思われるカメラマンAさんの契約解除。3月末の契約満了を目前にした団体交渉は、会社側が欠席（弁護士1名のみが対応）したため不調に終わりました。また、契約に関するユニオンの質問状にはウソと胡麻化しの回答を行うなど、会社側の度を越した不誠実な対応から、やむなく東京都労働委員会にあっせん申請を行いました。

ネオテックを経由したNHK番組制作の実態



カメラマンAさんの契約解除を強行しようとする株ネオテックが、今回の労働委員会あっせんを受理するかどうか、現時点では不明です。ネオテックにはNHK番組制作を担う企業として、憲法28条に則った誠実な対応が求められます。

なお、ネオテックを経由するNHK番組制作とカメラマンとの関係は極めて複雑です（上図参照）。Aさんはネオテックと直接契約していますが、実際には制作ディレクターとのやり取りが中心で、ネオテックは親会社から指示された発注周りの仲介業務を行うに過ぎません。しかし、ネオテックがAさんとの契約を切ると、上図の流れを伴うNHK番組制作にAさんは従事できなくなるのです。

（一般的な番組制作は制作プロダクションが直接カメラマンと受発注しています）

【「都労委あっせん」とは？】

東京都労働委員会（都労委）＝労働委員会は労働組合法に基づき設置された機関です。労働者が団結することを擁護し、労働関係の公正な調整を図ることを目的として、全国の都道府県に設置されています。労働組合と会社側との間の集団的労使紛争を的確に解決するため、労働争議の調整（あっせん、調停及び仲裁）、不当労働行為事件の審査、労働組合の資格審査などを担っています。

【ネオテック争議の概要】

・これまでの経過

㈱ネオテックは代取・内山光弘、従業員 164 名、NHK 番組制作技術を担う NHK の孫会社に相当する会社です。当事者の A さんはネオテックと業務委託契約を結ぶカメラマンです。

2020 年 4 月に A さんはネオテックと二者間で 1 年の業務委託契約を締結。それ以来、自動更新により継続して NHK 番組制作（主にドキュメンタリー作品）に従事しています。

2024 年夏、報酬額など契約内容の変更に伴い A さんを含む相当数のスタッフを対象に契約のまき直しが一斉に開始。2024 年 10 月、ユニオンを通じて変更内容を確認し、A さんは団交翌月の 11 月にまき直しの契約を締結しました。

・ネオテックがクビ切り通知

まき直し契約締結の直後である 12 月 18 日付で会社側が内容証明にて契約満了（2025 年 3 月 31 日まで）を A さんに通知。

2025 年 1 月 10 日の団体交渉で契約解除の撤回を求めましたが会社はこれを拒否。会社側は今回解約する者は十数名（全体で 100 名以上の対象がいるはず）とし、契約満了とした理由は全社的な業務改善の一環（具体的には「経営リソースの節減」）であり、個別の事情は説明できない。また、A さんに不手際やカメラマンの技能に問題がある訳ではないと回答しました。組合としては契約満了の理由が釈然としない以上、組合執行部を狙い撃ちした行為としか考えられないと主張しましたが、会社から具体的な解約理由が示されることはありませんでした。

A さんの報酬は仕事がある時だけの日給払いで固定給はありません。その A さんのクビを切ることが、会社が唯一解約理由とする「経営リソース節減」とどう結びつくのか全く理解できません。むしろ仕事があるたびに A さんはカメラマン報酬から相当額の手数料を会社に吸い取られています。その手数料を放棄してまで A さんの首を切る目的はどこにあるのでしょうか。

考えられる理由としては・・・**次号に続く**

**私たちは A さんの契約解除が撤回されるまで闘います
ご支援ご協力のほどよろしく願いいたします**

●映演労連フリーユニオン

〒113-0033 東京都文京区本郷2-12-9グランドールお茶の水 301 号

電話=03(5689)3970 FAX=03(5689)9585

URL=<http://www.ei-en.net/freeuni/>

